令和5年2月22日産業建設委員会
都市建設部上下水道課

水道事業広域連携について
～茨城県水道広域化推進プラン～

1　策定の背景と目的

本県の水道事業等を取り巻く経営環境は、本格的な人口減少社会を迎え、給水収益の減少が見込まれる中、高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化が進行し、施設更新需要の大幅な増加、浄水場等の耐震性の不足等から大規模な災害発生時に断水が長期化するリスクを抱えるなど、より厳しさを増していくものと考えられる。

こうした状況のなか、水道事業の基盤強化のための一つの手段として、広域化の取組を推進するため、広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的取組の内容等について、プランを策定する。

2　計画期間

プランの計画期間については、県ビジョンとの整合を図り、当面の計画期間を令和12（2030）年度まで。

3　現状

県の水道用水供給事業圏域は、県北、県中央、鹿行、旧県南、旧県西広域圏の5 区分。

水道施設の耐震性は低い状況。災害に対応するため、継続した耐震化の推進が必要。

各事業体の水道職員は減少を続けており、40 歳以上の職員が6割を占めている。

小規模な事業者においては体制の強化の必要あり。

4　課題

①水需要予測

１日最大給水量は年々減少傾向で、推計期間の最終年度である令和 54（2072）年度は 927 千 m3/日と、令和元（2019）年度と比較して約 39 千 m3/日減少する結果となり、給水収益の減少が見込まれる。

②更新需要

現時点では経年化資産の割合は少ないが、水道の後発県であった本県においては、今後、施設の大規模な更新時期を迎えることが見込まれている。

5 県内水道事業の目指す姿

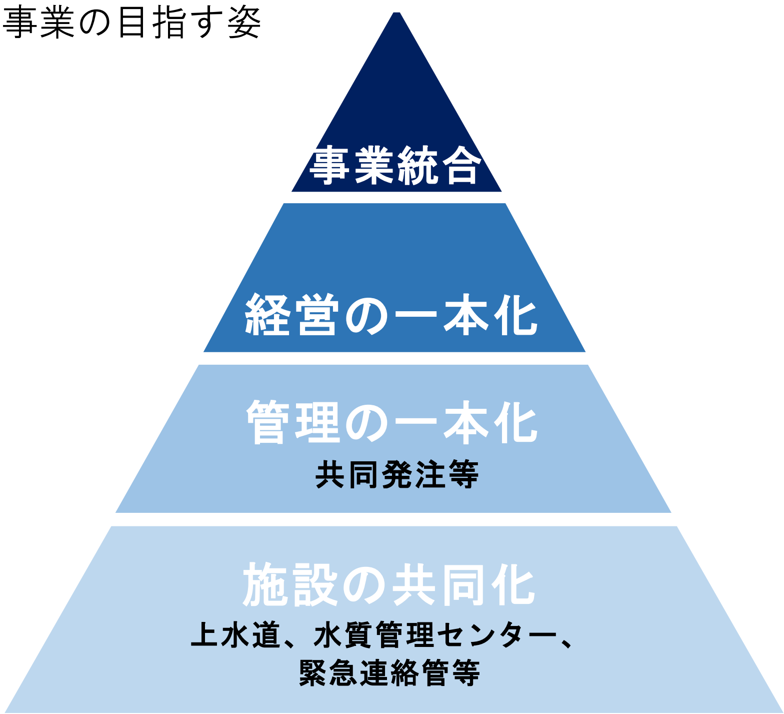

6　スケジュール

令和３（２０２１）年度	茨城県水道ビジョン策定
令和４（２０２２）年度	研究会発足 広域化推進プラン策定予定
令和５（２０２３）年度以降	ﾒﾘｯﾄ･ﾃﾞﾒﾘｯﾄ等より詳細な検討 広域連携へ向けた取り組み
令和１２（２０３０）年度	圏域内事業統合
令和３２（２０５０）年度	県内事業統合